

残土処分委託特記仕様書

(土 砂)

1. 件名

令和8年度 残土処分委託（土砂）

2. 委託内容

- (1) 地元による側溝清掃時に排出された残土の収集、処分作業。
- (2) 残土の検尺。

3. 作業における留意点

- (1) 残土の処分地については、環境保全上支障のない場所を選び、処分すること。
- (2) 受注者は、残土の受取証明書を提出すること。
- (3) 道路上等での積み込み作業は、人力作業とする。
- (4) 場内での積み込み作業については、受注者の積み込み機械または、人力による積み込み作業とする。
- (5) 運搬車両については、ダンプトラック2t車とし、運搬時には積載物等がこぼれないように必ずシート等の処置を講じること。
- (6) 過重積載にならないように積み込みをすること。

4. その他

- (1) 提出書類は、本市監督職員と協議の上作成し、期日までに提出すること。
- (2) 作業は、緊急性を要するため、発注後すみやかに着手すること。
(受注者の責任で着手できない場合は、契約を解除することがある。)
- (3) 作業内容の変更等が生じた場合は、事前に本市監督職員と協議すること。
- (4) 本市は、地球環境問題に対処するため、自ら実施する事業や事務活動について環境への影響を把握し、環境の改善と保全に取り組むため、独自の環境マネジメントシステムを運用している。業務に際しては、別紙「枚方市環境方針」を参考に十分環境に配慮し、執行すること。
- (5) 年間排出量は150 m³見込み。

(参考)

年度	排出量 (m ³)
令和5年度	126.45
令和6年度	66.29
令和7年度	134.75
令和8年度	150 (見込み)

枚方市環境方針

<基本理念>

枚方市は、淀川とその支流である船橋川、穂谷川、天野川からなる豊富な水の流れや東部地域に広がる里山、身近にふれあえるみどりなどの豊かな自然環境に恵まれ、歴史や文化を大切に継承しながら、住宅都市として発展してきました。

近代の私たちの日常生活や経済活動は、市域の身近な環境だけでなく、地球温暖化をはじめとする地球環境にも大きく影響を与えています。

本市は、多くの先人たちによって築き上げ、守られてきた恵み豊かな環境を後世に伝えていくため、令和2年2月に宣言した「2050年二酸化炭素排出量実質ゼロ」やSDGs（持続可能な開発目標）のゴール達成を見据え、第3次枚方市環境基本計画のテーマである「地域から地球へ、みんなでつなぐ豊かな環境～住み続けたいまち 枚方～」の実現に向けて、市民、事業者と連携・協力を図りながら、積極的に環境保全の取り組みを進めていきます。

<基本方針>

1. 本市独自の環境マネジメントシステムの運用により、環境負荷の継続的な低減を図ります。
2. 「2050年二酸化炭素排出量実質ゼロ宣言」に基づき、省エネルギー活動や再生可能エネルギーの普及拡大など、二酸化炭素排出量の削減に向けた取り組みを推進します。
3. 第3次枚方市環境基本計画に基づき、環境の保全と創造に関する施策を総合的・計画的に推進します。
4. 「プラごみダイエット～ポイ捨てゼロ宣言」に基づき、プラスチックごみのポイ捨て防止の啓発活動や使い捨てプラスチックの削減に向けた取り組みを推進します。
5. 事業活動のあらゆる面において、環境に配慮を行い、すべての組織で率先した環境保全の取り組みを追求していきます。
6. 環境に関連する法令や協定等を遵守し、環境汚染の予防に努めます。
7. 職員の環境意識を高め、自ら考え、環境に配慮した行動が実践できるように研修を実施します。
8. 環境方針は、すべての職員に周知するとともに、市民等に公表します。

令和3年4月1日

枚方市長 伏見 隆